第二条　日本住宅性能表示基準の一部を次のように改正する。

第３の11中「第20条の５第１項第３号」を「第20条の７第１項第１号」に改める。

別表１の１の１―６の項中「又は杭の許容支持力（単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）又は杭状改良地盤の許容支持力度（単位をkN／㎡とし、整数未満の端数を切り捨てる。）若しくは許容支持力（単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）」を「、杭の許容支持力（単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）又は杭状改良地盤の改良後の許容支持力度（単位をkN／㎡とし、整数未満の端数を切り捨てる。）若しくは許容支持力（単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）」に改める。

別表１の５の項中「温熱環境」の下に「・エネルギー消費量」を加える。

別表１の５の５―１の項中「５―１　省エネルギー対策等級」を「５―１　断熱等性能等級」に、「附則２の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則６の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号）別表第１に掲げる地域区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ）」を「。以下「建築主等の判断の基準」という。）」に改め、「を併せて明示する。」の次に次の１文を加える。

７又は８。以下「地域区分」という。）」に改め、「を併せて明示する。」の次に次の１文を加える。

また、等級４にあっては、外皮平均熱貫流率（単位をW／（㎡・K）とし、地域区分の８地域を除く。）及び冷房期の平均日射熱取得率（地域区分の１、２、３及び４地域を除く。）を併せて明示することができる。

別表１の５の５―１の項中「省エネルギー対策等級」を「断熱等性能等級」に、「暖冷房に使用するエネルギーの削減の」を「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図る」に、「エネルギーの大きな」を「熱損失等の大きな」に、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」を「建築主等の判断の基準」を「熱損失等の一定程度の」に、「エネルギーの一定程度の」を「熱損失等の小さな」に改める。

別表１の５の５―１の項の次に次のように加える。

５―２　一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、２、３、４又は５）による場合においては、地域区分を併せて明示する。また、等級５については、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をMJ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		等級５	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）に相当する程度）が講じられている
		等級４	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（建築主等の判断の基準に相当する程度）が講じられている
		等級１	その他

別表２―１の「現況検査により認められる劣化等の状況に関すること」の項中「木造の」の下に「構造」を加える。

別表２―１の「個別性能に関すること」の１の１―６の項中「又は杭の許容支持力（単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）」を「、杭の許容支持力（単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）又は杭状改良地盤の改良後の許容支持力度（単位をkN／㎡とし、整数未満の端数を切り捨てる。）若しくは許容支持力（単位をkN／本とし、整数未満の端数を切り捨てる。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条中別表１の５の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の日本住宅性能表示基準別表１の５の５―１の規定は、住宅性能評価については平成二十六年二月二十五日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年二月二十五日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年二月二十五日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用することを妨げない。この場合において、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該住宅性能評価における「断熱等性能等級」は「省エネルギー対策等級」とみなすことができる。

３　第１項の規定にかかわらず、この告示による改正後の日本住宅性能表示基準別表１の５の５―２の規定は、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十六年十月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成二十六年十月一日以降に試験がされる特別評価方法認定から、それぞれ適用するものとする。

４　この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

５　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価に係る住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

○消費者庁・国土交通省告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項の規定に基づき、設計住宅性能評価のために必要な図書を定める件（平成十二年建設省告示第千六百六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日

消費者庁長官　阿南　久

国土交通大臣　太田　昭宏

第１中「掲げる内容」の下に「のうち申請する性能表示事項に係るもの」を加える。

第１の表配置図の項中「建築物との別」の下に「、設備の位置」を加え、同表仕様書（仕上げ表を含む。）の項中「取り付け方法」の下に「並びに設備の種別」を加え、同表各階平面図の項中「各室の」の下に「名称及び」を加え、「、居室」を「、各室」に改め、「器材の種別」の下に「及び位置」を加え、「二面以上の立面図　縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置」を

床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
二面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部及び設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置

に改め、同表の次に次のように加える。

機器表	設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
系統図	エネルギーの効率的利用を図るための措置に関する設備又は器具の配線

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一の表の改正規定（床面積求積図に関する部分に限る。）は、公布の日から施行する。